



# 第8回 淀川河川敷十三エリア 魅力向上協議会 説明資料

令和 7 年11月 6 日

# 目 次

1. 事業経過と今後のスケジュールについて
2. 令和 6 年度「事業報告書」の承認
3. 変更後の「事業計画書」の承認
4. その他

# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 全面オープンまでのスケジュール

### ■ 前回協議会時点計画

| 年度   | R6年度        | R7年度           |          |        | R8年度 |
|------|-------------|----------------|----------|--------|------|
| 月    | 1～3月        | 4～6月           | 7～9月     | 10～12月 | 1～3月 |
| 事業実施 | 占用申請<br>・許可 | 事業開始に<br>向けた工事 | 全面オープン開始 |        | 春以降  |

屋台・コンテナ等ハード施設について、仕様の再検討の必要が生じたこと等の理由により、  
全面供用開始を延期

### ■ 変更後計画



| 年度  | R6年度   | R7年度     |             |            | R8年度         |
|---|--------|----------|-------------|------------|--------------|
| 月   | 1～3月   | 4～6月     | 7～9月        | 10～12月     | 1～3月         |
| 事業実施                                      | 占用申請協議 | 施設等仕様再検討 | 占用申請協議再開・許可 | 事業開始に向けた工事 | 全面オープン<br>開始 |
| 一部エリアのみ供用開始（一時占用により実施）<br>(バーベキュー・自然体験学習) |        |          |             |            |              |

# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 現在までの事業実施

### 【淀川河川敷十三かわまちエリア プレイイベント】

同日開催の「淀川大堰閘門及び十三船着場利用開始記念報告会」に合わせ、大阪・関西万博開幕1ヶ月前を記念した、バーベキューや舟運などを体験できるイベントを実施

#### 日時

令和7年3月16日(日) 12:00～16:00

#### 実施内容

- ・バーベキュー … バーベキュー器材により調理した料理を提供（雨天により中止）
- ・舟運 … イベント日より利用開始となった十三船着場を発着し、約20分間の十三周辺淀川遊覧
- ・自然体験学習 … 淀川クルージング・ヨシを使用した笛づくりなど淀川の自然を生かした学習
- ・イベントステージ … 地元音楽バンドが集って開催する「淀ロック」ステージイベント



▲イベントチラシ

### 【バーベキュー事業 (WONDER BBQ FIELD 十三)】

#### 日程

令和7年4月29日(日)から (予約があり次第実施)

#### 実施内容

- ・エリア全面オープンに向け、一部エリアからの段階的な供用開始としてバーベキュー事業をシーズン期間に実施。
- ・平時は器材等は設置せず、利用希望者による予約が入った際に、タープテント、テーブル、椅子等器材等を設置しバーベキューを実施。
- ・昼も夜も予約時に利用可能であり、大人も子どももバーベキューを楽しめる場に。



◀▼バーベキュー開催時



# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 現在までの事業実施

### 【自然体験学習】

- ①～淀川フィールドワーク～ 生き物ハンティングで、めざせ自由研究マスター
- ②水環境について学ぼう！（大阪市環境局実施、整備・運営事業者協力）
- ③～淀川フィールドワーク～わくわくハゼ釣り教室

#### 日程

- ① 令和7年7月26日(土)
- ② 令和7年10月5日(日)
- ③ 令和7年10月12日(日)



学習のようす▲

#### 実施内容

- ①希少野生生物植物種保存推進員と連携した投網による生き物観察学習
- ②大阪市環境局実施・事業者協力によるプラスチックごみや生き物の観察等の水環境学習
- ③仕掛けのセッティング、釣りのやり方、調理法など初心者向けに釣りに関する全般をレクチャー

# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 施設工事・オープンにかかる住民説明会

日時 令和7年7月27日(日)10:30～・29日(火)19:00～

場所 淀川区役所 5階会議室

対象 十三東1丁目 地域住民（周知チラシを全戸配布）

### 説明内容

#### ■ 事業概要

- 淀川河川敷十三エリア魅力向上事業計画
- かわまちづくり制度について
- これまでの経過・今後の予定

#### ■ 安全性

- 屋台等ハード施設の固定方法
- 河川増水時の撤去計画

#### ■ 周辺地域への影響

- 環境・マナー・騒音への配慮
- インフラ整備や屋台等ハード施設設置に伴う工事計画

### いただいた主なご意見

- 屋台飲食店等の営業によって、周辺地域へ臭いが届いたり、夜間の営業によって光や利用者による騒音など影響があるのではないか。
- 屋台飲食店等の営業時間において深夜まで営業するのではなく、大阪府の条例の基準に則った音量規制を行っていただきたい。
- 堤防上や高水敷に設置する屋台・コンテナ等ハード施設は、台風接近時に撤去がされるのか、撤去にいたる基準と撤去計画はどのように検討しているのか。
- 本エリアに来場する方が、自転車や自動車によって来てしまい、周辺地域への違法駐輪・駐車が起きてしまうと思う。

- 住宅地側から堤防上の屋台飲食店等ハード事業設備を見た際に、無機質なデザインにならないようにしてほしい。
- 堤防上に設置する屋台等施設やガスボンベ等付随設備が、風で堤防から落ちてしまわないか心配であるため対策してほしい。
- 今後も十三に住む子どもたちが住みやすい、安全な楽しいまちにしていくようなイメージづくりを行っていただきたい。
- 今回の説明会で終了するのではなく、引き続き地域住民の意見を聞く場を設けてほしい。

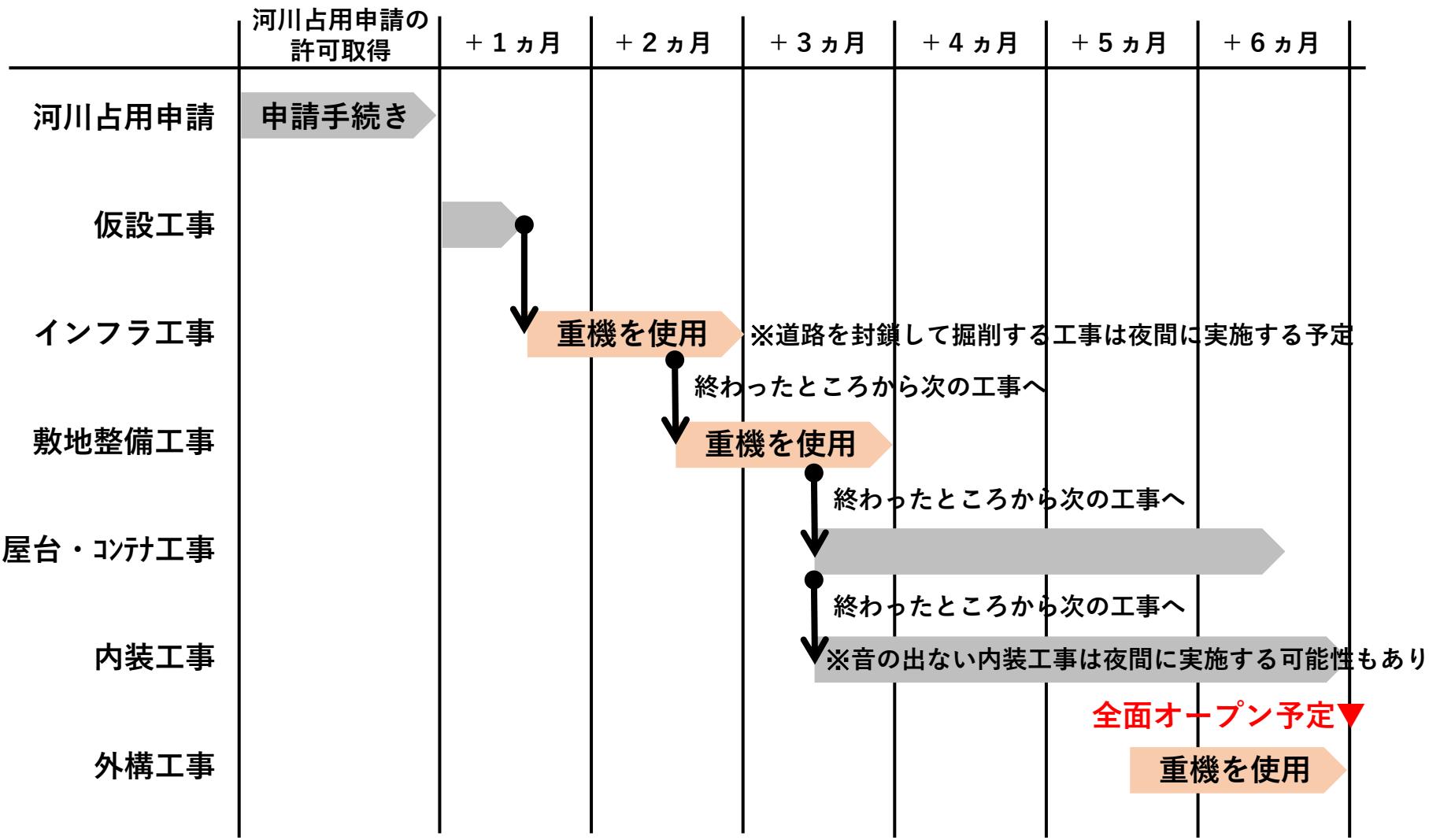
# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 今後のスケジュール

| 年度         | R6年度<br>(2024)           | R7年度<br>(2025)   |                         |                            | R8年度<br>(2026)                         |
|------------|--------------------------|--|-------------------------|----------------------------|--|
| 月          | ～3月                      | 4～6月   | 7～9月                    | 10～12月                     | 1～3月                                   |
| ハード<br>施策  |                          |  |                         | 船着場工事（国）<br>(転落防止柵設置等)     | <占用許可後 約6か月><br>事業エリア ハード施設工事<br>(事業者) |
| 占用<br>手続き  |                          | 河川占用協議（大阪市・国・事業者）<br>【河川法・都市公園法】                         | 建築確認完了（屋台エリア）<br>R7.7 ▼ | 占用（数年ごとに更新）<br>(河川法・都市公園法) | 建築確認予定（屋台エリア以外）<br>▼                   |
| ソフト<br>施策  | プレイベント実施<br>R7.3.16<br>▼ | 一部エリアのみ供用開始（事業者）<br>・バーベキューエリア（予約時のみ）<br>・自然体験学習 ・舟運イベント |                         |                            |  |
| 協議会<br>・地域 | 第7回協議会<br>▼              | 地域住民説明会実施<br>(R7.7.27・29)<br>▼                           |                         | 第8回協議会<br>▼                |  |

# 1. 事業経過と今後のスケジュールについて

## 工事スケジュール



## 2. 令和6年度「事業報告書」の承認について

「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」より抜粋

(事業の報告)

第19条 乙は、次の事項を記載した「事業報告書」を甲の会計年度毎に毎年度作成し、毎年度終了後20日以内に書面により甲に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況（利用者数など）
- (3) 事業にかかる経費等の収支状況
- (4) その他事業実施状況を把握するために必要な項目（事業効果など）
- (5) 今後の事業の見通し又は方向性

2 甲は乙から事業報告書の提出があった場合は、協議会に報告し、その承認を得なければならない。

○ 事業報告書については、・別添資料1 令和6年度「事業報告書」

参照

### 3. 変更後の「事業計画書」の承認について

「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」より抜粋

(事業計画書の提出)

第11条 乙は、本協定締結後速やかに、「事業計画書」を書面により甲に提出し、その承諾を得なければならない。

2 「事業計画書」には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) ハード事業の整備計画、営業形態、安全・環境衛生・防災対策及び維持管理（頻度・手法・事範囲等）に関すること
- (2) ソフト事業の企画及び実施に関すること
- (3) 舟運事業の企画及び実施に関すること
- (4) 広報及び宣伝、事業収支並びに人員配置に関すること
- (5) 災害発生時その他緊急時におけるハード事業施設利用者の安全確保、避難誘導及び連絡体制に関すること
- (6) 事業実施に係るリスク回避策に関すること
- (7) その他事業の実施及び評価に必要と認められること

3 乙は、社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により、公共公益上の観点からやむを得ず「事業計画書」を変更する必要がある場合は、変更後の「事業計画書」を書面により甲に提出し、その承諾を得なければならない。

4 甲は、第1項及び前項の承諾をするにあたっては、地域団体、企業及び関係官公署等で構成する淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会（以下「協議会」という。）に報告し、その承認を得なければならない。

- 事業計画書については、
- ・別添資料2-1 「変更前の事業計画書」
  - ・別添資料2-2 「変更後の事業計画書（案）」
  - ・別添資料2-3 「事業計画書 変更点リスト」

参照

## 4. その他

【参考：淀川河川敷十三エリア付近図】

堤防裏のり面の盛土  
西側80m部分  
(令和5年7月完成)

堤防裏のり面の盛土  
東側180m部分  
(令和6年7月完成)

坂路  
(令和6年度完成)

カラー舗装  
(令和6年度完成)

張芝  
(令和7年度完成予定)

※1：船着場の転落防止柵、浚渫及び根固めブロックについては、  
令和7年度完成予定

船着場  
(令和6年度完成) ※1

基盤整備(盛土)



船着場 (R7.6.20撮影)



転落防止柵  
イメージ